

「土地収用法施行規則の一部を改正する省令案」の概要

1 概要

土地収用法の一部を改正する法律（平成13年法律第103号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、起業者の行う事前説明会の実施方法等、公聴会の開催請求書に記載すべき事項等を定めるほか、所要の規定の整備を行う。

2 土地収用法施行規則の改正の内容

(1) 説明会の実施方法等（規則第1条の2、第1条の3及び第3条。法第15条の14関係）

開催場所は、参加者の参集の便利を考慮して定めること。
説明会の開催日の1週間前までに、地方の新聞紙により公告するとともに事業予定地の権利者に個別に通知すること。
参加者が一人もいない等の場合には、説明会を打ち切ることができるものとする。等

(2) 公聴会の開催請求の方法その他公聴会に関する規定の整備（規則第4条から第12条まで。法第23条関係）

ア 公聴会の開催請求書の記載事項を定める

イ 公聴会の開催手続の改正

対審構造による公聴会の開催を可能とするため、開催手続について所要の整備を行う。

本公聴会における対審構造とは、起業者と起業者以外の公述人間での質疑を行う方式をいう。

(3) 土地調書等作成の特例手続に関する様式を定める。（規則第13条の6から第13条の9まで及び別記様式第7の3から第7の6。法第36条の2関係）

(4) 書留郵便を用いて補償金の払渡しを行う場合、その郵便に付すべき支払い手段として、定額小為替証書、銀行振出小切手等を定める。（規則第23条の4。法第100条の2関係）

改正法において、現金及び普通為替証書を定めており、省令ではそれ以外の支払手段を定める。

3 施行日

改正省令の施行日は、改正法の施行の日（平成14年7月10日）とする。